資料 5-1

障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン見直しの進捗状況について

【これまでの経緯】

- H20.5　推進会議で取り組むべき課題として調整委員会が 11 項目を建議
  「コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮」
- H20.12　意見募集
- H21.2～5　「コミュニケーションに障害のある方の情報保障に必要な行政の配慮に係る研究会」を 6 回開催して検討
- H21.11　推進会議で最終案を報告
- H21.12　ガイドライン制定。

【内容】

- 障害のある人にとって、必要な情報を手に入れ、他の人に意思を伝えることが難しい場合がある。障害のある人の情報バリアを解消し、知る権利を保障することが目的。
- 障害特性についての詳細な情報と、各障害に対して行政が場面（窓口・会議・広報等）ごとに必要とされる配慮を記述。

【検討の進捗状況】

- H28.3.10　第 7 回推進会議でガイドラインの見直しを決定
- H28.7.25　第 1 回改定会議
  - 現行ガイドラインの概要
  - 現行ガイドラインの課題と新ガイドラインのコンセプト・構成案
  - 作業スケジュール等
- H28.8.31　第 2 回改定会議
  - 新しいガイドライン作成に当たっての課題（障害種別ごと）
- H28.9.7　第 3 回改定会議
  - 新しいガイドライン作成に当たっての課題（障害種別ごと）
- H28.10.27　第 4 回改定会議
  - 新しいガイドラインの素案
- H28.11.24　第 5 回改定会議
  - ガイドラインのパブリックコメント案

【今後の予定と課題】

- H28.12　パブリックコメントの実施
- H28.12　第 6 回改定会議
  - 新ガイドライン案の確定
- H28 年度末　第 8 回推進会議に新ガイドラインを報告、策定
- ガイドライン策定後は、県職員、県内市町村職員への周知が課題
  ※改定会議、アンケート等でも周知が重要との意見が多くあった